

一般名処方加算にかかる掲示事項について

- 当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みの一環として、「一般名処方」を実施しております。

一般名処方とは、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を処方箋に記載するのではなく、薬剤の成分（有効成分）をもとにした処方箋を発行することです。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数の医薬品を選択することができ、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和 6 年 6 月

埼玉県立がんセンター 病院長